HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 49(5), 141-143
Issue Date	1999-01-14
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15801
Type	bulletin (other)
File Information	49(5)_p141-143.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学会記事

○一九九八年七月二二日（水）午後一時三〇分より

「略奪的価格設定と反トラスト法」

報告者　中　川　寛　子

出席者　二六名

製品やサービスの価格を引き下げることは、それ自体は競争法上何ら問題となるものではないが、一定の場合に違法となる。たとえば、市場で既存競争者を排除したり、新規参入を阻止するために、コスト割れ販売などの著しい廉売を行い、競争を減殺した後、価格を競争水準以上に引き上げるような場合などである。このような行動を、競争法上は略奪的価格設定・不当廉売などとして規制を行っている。

本報告では、略奪的価格設定の規制について、判例・学説の蓄積が厚い米国の連邦反トラスト法による規制の変遷を検討し、また日本・欧州連合（EU）と比較し、各国の規制の相違や米国の規制の特性を明らかにすることを試みた。こうした試みは、廉売規制の望ましいあり方を考察する上で重要な意義があり、日本の不当廉売規制の研究にも有益と思われる。

日・EU・米国それぞれの規制方法には多分に相違がある。一定の要件を充たす廉売行為それ自体を規制するか、あるいは、廉売行為によって競争者の排除等に成功した後、競争水準を上回る水準への価格引き上げが可能となる蓋然性の高い行為を規制するか、の相違である。

前者は、日本とEUの規制のタイプである。厳密には、日本とEUでは相当に異なっているが、コスト割れ販売それ自体について違法性を問う点では共通する。事業者の価格が、ある一定の基準となるべきコストを下回るものであったこと（コスト割れ販売が行なわれたこと）、その継続期間、競争者排除等の排他的意図・目的、排他的効果など、いわば廉売行為それ自体の性質に関する要素が違法性の要件となる。日本では、主として独占禁止法第2条9項に基づく、不公正な取引方法一般指定第6項前段に該当するものとして、法第19条により規制される。ある事業者が、相当期間反復継続して、市場価格と自らの総販

売原価の両方を下回る廉売を行い、これが他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、行為の意図や市場の状況等の諸般の事情の総合考慮から公正競争阻害性を有するような場合、違法とされる。EUでは、EC条約86条に基づく支配的地位の濫用行為の禁止、として規制される。EC裁判所は、一九九一年のAKZO判決、一九九六年のTetra Pak II判決において、(1)価格が平均可変費用を下回る場合、もしくは(2)価格が平均可変費用を上回るが平均総費用を下回り、排他的計画の一環として設定される（排他的意図・目的を伴う）場合、濫用行為に該当し違法とする判断基準を示した。(2)の排他的意図は、コスト割れ販売の期間・継続性・規模、その他社内文書、加盟国間価格差等から推定される。

後者は、現在の米国連邦反トラスト法の規制基準であり、連邦最高裁が一九九三年のBrooke判決で示した「埋合せ基準（recoupment test）」と呼ばれる基準である。連邦法では、Sherman法2条とRobinson-Patman法を主たる規制根拠とし、同判決によって両法の規制基準は統一された。この基準によると、略奪的価格設定の第一の要件は、価格が「適切に算定された基準コスト」を下回ること（コスト割れ販売）、第二の要件は、競争者を排除した後に価格を競争水準以上に引き上げ、維持することにより、コスト割れ販売による損失を上回る利益の獲得（「埋合せ」）に成功する「危険な蓋然性」もしくは「合理的可能性」があることであり、これは市場構造等から客観的に示されなければならない。「埋合せ」の蓋然性がより重要であり、いかに著しくコストを下回り、長期に及び、かつ明らかに排他的な意図を伴っていても、コスト割れ販売のみでは反トラスト法上の責任を負わない。かつては米国でも、平均総費用を下回る価格と略奪的意図、平均可変費用を下回る価格設定などを要件とし、一定の条件の下廉売行為それ自体を違法としていた。しかし、コスト割れの程度や期間、意図などの諸要素の扱いに関する議論は解決を見ず、上述のような基準の採用に至った。[1]このように、コスト割れ販売のみでは足りず「埋合せ」の可能性をもって違法とする点で、米国の略奪的価格設定規制は、日本やEUとは相当にその様相を異にする独特のものであることがわかる。

略奪的価格設定等の違法性判断基準を定めることは、困難な問題である。価格引き下げの規制は、価格競争を制限し、高価格の維持につながりかねないため、競争法がまさにその目的とするところを自ら妨げるという自己矛盾に陥るおそれがあるからである。そのため、判断基準は国や時代ごとの競争政策や司

法当局の姿勢によって、大きく異なっている。これは同時に、略奪的価格設定とはいかなる行動であるか、という定義の相違を反映する。

本報告の議論においても指摘されたことであるが、次なる課題として、こうした相違がどうして生ずるのか、を考察する必要がある。各国競争法の目的や「競争」概念の相違などが規制の相違の根本にあると思われるからである。

（1）米国の規制基準の変遷については、拙稿「略奪的価格設定と反トラスト法」六甲台論集法学政治学篇第四四巻第一号八九頁（平成九年）を参照されたい。